

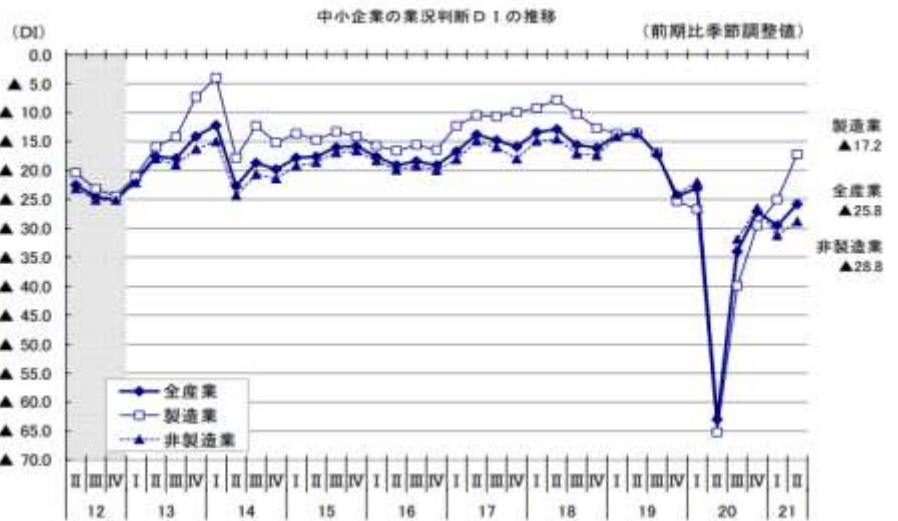
令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

項 目 名	交際費課税の特例措置の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	飲食費の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下））及び交際費（飲食費や贈答品の費用等）を800万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）について、その適用期限を2年延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	-百万円 （▲438,267百万円） （ - 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。 (2) 施策の必要性 交際費については、1990年代初頭の約6兆円から近年は3兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。 また、直近では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に伴う休業・営業時間の短縮等により、特に飲食業の客数・売上の減少が極めて深刻な状況となっている。 こうした中で、飲食業は交際費のなかで利用される機会も多いことから、本税制措置による企業活動の活性化とともに消費を刺激し、新型コロナウイルス感染症による社会経済的な打撃から早期に回復し、飲食業界全体の回復を図る。		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1：生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>																															
		政策の達成目標	<p>本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。</p> <p>その達成度を検討するため、具体的には、「全産業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行））、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁））やGDPギャップの数値等を参考にする。</p>																															
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年3月31日まで																															
		同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。																															
		政策目標の達成状況	<p>日銀短観による業況判断DIは、令和3年6月に全産業（最近）▲3、全産業（先行き）▲5となっており、マイナスの状態が続いている。</p> <table border="1"> <caption>全産業業況判断DI</caption> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>全産業（最近）</th> <th>全産業（先行き）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019.3</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>2019.6</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2019.9</td> <td>8</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2019.12</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2020.3</td> <td>0</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td>2020.6</td> <td>-30</td> <td>-35</td> </tr> <tr> <td>2020.9</td> <td>-28</td> <td>-28</td> </tr> <tr> <td>2020.12</td> <td>-15</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td>2021.3</td> <td>-10</td> <td>-15</td> </tr> <tr> <td>2021.6</td> <td>-5</td> <td>-10</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典）「日銀短観」（日本銀行）</p>	時期	全産業（最近）	全産業（先行き）	2019.3	10	6	2019.6	9	5	2019.9	8	4	2019.12	6	3	2020.3	0	-20	2020.6	-30	-35	2020.9	-28	-28	2020.12	-15	-20	2021.3	-10	-15	2021.6
時期	全産業（最近）	全産業（先行き）																																
2019.3	10	6																																
2019.6	9	5																																
2019.9	8	4																																
2019.12	6	3																																
2020.3	0	-20																																
2020.6	-30	-35																																
2020.9	-28	-28																																
2020.12	-15	-20																																
2021.3	-10	-15																																
2021.6	-5	-10																																

我が国経済は緩やかな回復基調が続いていたものの、新型コロナウイルスの影響により中小企業の景況感は急激に悪化。足下では持ち直しの動きがみられるものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲25.8（令和3年4～6月）となっている。



(出典) 「中小企業景況調査」 (中小企業庁)

要望の措置の適用見込み

本措置は資本金 100 億円以下の大企業及び中小企業に広く利用されている措置である。交際費支出は企業の事業活動に必要不可欠であり、引き続き多くの企業の利用が見込まれる。

○交際費等支出法人数及び損金算入額の見込み(資本金 100 億円以下)

令和4年度 2,352,891 社 (2,893,942 百万円)

令和5年度 2,352,891 社 (2,893,942 百万円)

※「会社標本調査」(国税庁)より推計(令和元年度の実績と同等程度適用があると推計)

有効性

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上の優遇を施すことで、営業活動を支援し、利用される飲食業界についても、新型コロナウイルスによる深刻な社会・経済的打撃から早期回復を図る手段として有効である。

なお、中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「既存顧客との取引を維持・拡大するために必要」という回答が 72.4%、「新規顧客を開拓するために必要」という回答が 37.8%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定量的に把握できる。

	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	<p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、取引の拡大や事業活動の円滑化の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。</p> <p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>また、飲食業は交際費のなかで利用される機会も多いことから、消費を刺激し、新型コロナウイルス感染症による社会経済的な打撃から早期に回復し、飲食業界全体の回復を図ることは妥当である。</p>	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>○過去3年間の交際費等支出法人数及び損金算入額(令和2年度からは資本金100億円以下)</p> <p>平成30年度 2,344,319社(2,865,519百万円) 令和元年度 2,353,708社(2,918,459百万円) 令和2年度 2,352,891社(2,893,942百万円)</p> <p>令和2年度は令和元年度の実績と同等程度適用があると推計(出典)「会社標本調査」(国税庁)</p>		

	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	-																													
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額(800万円)が小さくなった場合、11.7%の企業が交際費の支出額が減少すると回答し、本税制措置の損金算入割合(100%)が縮小された場合、14.5%の企業が交際費等支出額を減らすと回答した。また、33.3%の企業が交際費の支出により売上高が一定程度向上したと回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。</p> <p>これらのことから、中小企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について定額控除限度額までの損金算入を認める本税制措置は中小企業の経営安定化や事業の活性化に寄与しており、有効な税制措置である。</p>																													
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>上記「政策の達成目標」に同じ。</p>																													
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>我が国経済は緩やかな回復基調が続いていたものの、新型コロナウイルスの影響により中小企業の景況感は急激に悪化。足下では持ち直しの動きがみられるものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲25.8(令和3年4~6月)となっている。</p>																													
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>(参考) 最近の交際費課税における主な改正</p> <table border="1" data-bbox="561 1350 1436 2107"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人 (資本金別)</th> <th>損金算入限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td> <td>5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成6年度</td> <td>5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成10年度</td> <td>5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 80%</td> </tr> </tbody> </table>			対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等	昭和57年度	5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	1,000万円以下	定額控除(400万円)	平成6年度	5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成10年度	5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成14年度	5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%
	対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等																													
昭和57年度	5,000万円超	全額損金不算入																													
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																													
	1,000万円以下	定額控除(400万円)																													
平成6年度	5,000万円超	全額損金不算入																													
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%																													
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%																													
平成10年度	5,000万円超	全額損金不算入																													
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%																													
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																													
平成14年度	5,000万円超	全額損金不算入																													
	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																													

	平成 15 年度	1 億円超	全額損金不算入
		1 億円以下	定額控除（400 万円）× 90%
	平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
	平成 21 年度 （経済危機 対策）	1 億円超	全額損金不算入
		1 億円以下	定額控除（600 万円）× 90%
	平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入
		1 億円以下	定額控除（800 万円） （定額控除限度額までの 10%の損金不算入措置を廃止）
	平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50%まで損金算入
		1 億円以下	定額控除限度額（800 万円）までの損金算入又は飲食費 50%まで損金算入の選択適用
	平成 28 年度	2 年間の延長（平成 29 年度末まで）	
	平成 30 年度	2 年間の延長（平成 31 年度末まで）	
	令和 2 年度	資本金の額等が 100 億円超の大企業は適用除外とした上で、2 年間の延長（令和 4 年度末まで）	
	令和 3 年度	飲食費の 50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業）について、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じた上で提供された飲食費（社内接待費を除く）については損金算入できる割合を時限的に拡充要望したが、認められず。	